

## こども図書館船 資料収集基準

### 1 目的

瀬戸内の各地や島々を結び、瀬戸内の自然、暮らし、文化・芸術のなかで、子どもたちが人生を豊かにする一冊や仲間と出会い、夢や志をもって瀬戸内に定着してくれる未来を目指して「図書館船」を運航するため、こども図書館船における資料収集基準を定める。

### 2 資料の収集について

資料の収集にあたっては、子どもたちが本と出会い、読書を楽しみ、本に親しむことで豊かな感性や創造力を育むことが出来るよう、また、年齢や生活体験、読書体験が異なる子どもたちが、個人の興味や読書力にあった本に出会えるよう十分留意する。

併せて、子どもたちが瀬戸内の文化、歴史、生活に親しみ、郷土に誇りを持てるような収集にも配慮する。

### 3 収集基準

#### (1) 資料のテーマ

収集する資料のテーマは別表1のとおりとする。

#### (2) 収集の対象

ア 主な対象は小学生とし、原則として子どもを対象に出版された資料とする。ただし、大人向けに出版されていても、子どもが興味を持って読むことができる資料はこの限りでない。

イ 瀬戸内を理解するのに役立つような歴史、自然、産業、交通などに関する地域資料の収集に努める。なお、子ども向きの地域資料は少ないため、大人を対象とした資料であっても必要な資料は収集することとする。

ウ 運航時の企画・イベント等に応じ、必要な資料は収集できることとする。

#### (3) 収集対象外資料

次の事項に該当する資料は、原則として収集しない。

ア プライバシーを著しく損なうおそれがある資料

イ 玩具的要素が強い資料

### 4 収集部数

原則として1部収集する。

ただし、配架や利用に応じて複数部収集することができることとする。

### 5 資料収集の方法

#### (1) 資料の収集に際しては、購入及び寄贈等により受け入れる。

なお、寄贈等による受入れにおいても「こども図書館船資料収集基準」を適用する。

#### (2) 資料収集に当たっての情報源は、新刊案内、出版目録、新聞・雑誌などの紙面による情報のほか、現物選書も活用する。

### 附 則

この資料収集基準は令和6年（2024年）10月15日から施行する。

別表 1

	テーマ	備 考
①	せとうちといのち	いきものや食べもの、たいせつな命に関連する本
②	せとうちとせかい	海の向こうの広いせかいを知ることができる本
③	せとうちと かこ・みらい	歴史や伝統を学ぶ本、科学の進歩や未来を想像できる本
④	せとうちとゆうき	ワクワクしたり元気がでたり、チャレンジする力をもらえる本
⑤	せとうちとあそび	創造力をふくらませることができる工作や遊びの本